

公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 スポーツ仲裁に関する規則

公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会の諸事業及びその組織運営に関して行った決定事項に対する不服申し立てについては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則に基づいて行われる仲裁により解決されるものとする。

附則

この規則は、平成29年3月9日から適用する。